

昨年に引き続き、 2つの臨時給付金が支給されます



臨時福祉給付金

対象/町民税(均等割)が課税されていない方

給付金/1人につき **6,000円**

●町民税(均等割)が課税されている方の扶養親族や、生活保護を受けている方は対象外です。

子育て世帯臨時特例給付金

対象/平成27年6月分の児童手当を受給している方(特例給付受給者を除く)

※特例給付受給者とは、平成26年中の所得が児童手当の所得制限限度額を超えている方です。

給付金/対象児童1人につき **3,000円**

●公務員の方は、各所属庁から交付される専用の申請書で申請してください。

2つの給付金は、条件を満たせば両方受給することができます。

- 申請方法 対象となる方は、すでにお送りしているご案内をお読みにになり、必要書類と申請書を郵送または直接持参して提出してください。
- 提出先 役場保健福祉課福祉係 (☎26-9003)
- 受付期間 **平成27年11月19日(木)**まで。期限は厳守してください。

北海道からのお知らせ

介護中・出産前後の
皆さんを応援します!

重度の
要介護の方

障がい者の方

妊産婦の方

に商品券(5,000円分)を配布します

今年度、北海道庁では経済的な負担を軽減するため、一定の要件を満たした要介護の方・障がい者の方・妊産婦の方で、申請をされた方に対して北海道内の取扱店でご利用頂ける商品券(5,000円分)を配布いたします。

給付対象の方

(要介護・障がい者の方)

・平成27年4月1日時点で北海道または道内市町村が認定している次の項目に該当する方

1. 要介護認定3以上の方
2. 障害支援(程度)区分4以上の方
3. 特別障害者手当受給者の方
4. 経過的福祉手当受給者の方
5. 特別児童扶養手当受給者の方

(妊産婦の方)

平成27年1月1日~平成27年12月31日までの期間に、「母子健康手帳」を交付された方で、申請時に北海道内に居住している方

申請方法

(要介護・障がい者の方) **事務局より「事業案内兼交付申請書」が送付されます。**「申請書」を返信することにより商品券をお送りいたします。

(妊産婦の方) 「母子健康手帳」交付時に**市区町村の各担当窓口より「商品券交付申請書」封筒を受け取り、「申請書」を返信することにより商品券をお送りいたします。**(既に「母子健康手帳」の交付を受けている方は各市区町村の担当窓口より「母子健康手帳」を提示のうえ、「商品券交付申請書」をお受けとり下さい)

商品券ご利用期間 平成27年10月1日~平成28年1月31日

このほか、詳細は特設ホームページ (<http://www.heartful-premama-hkd.jp>) をご覧ください。

給付を装った 詐欺に注意!

- ◆浦河町などから世帯構成員や収入・所得額などの個人情報を一時的に照会することは、絶対にありません。
- ◆浦河町などからATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ◆浦河町などから手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

浦河町役場です。

お金がもらえるので、まずは
手数料を払ってください…



不審な電話がかかってきたり、郵便物が届いた場合は、迷わず浦河町役場が警察署にご連絡ください。